平成２１年（フ）第３４２号
釧路市宝町７番９号　ポートイン高橋Ｂ205号
債務者　加藤　幹子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３５５号
釧路市暁町４番137号　富士マンション暁308号室
債務者　松永江梨子（旧姓椎名）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目13番地11　吉田ハイツ201号室
債務者　上杉　智子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第７０号
秋田県能代市中和２丁目３番８号　パステルハイム瀬川Ｂ－６号
債務者　山田　芳則
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３０６６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目５番23号
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２４号
岡山市南区浜野３丁目19番43―３号　201
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４３号
岡山市中区倉富129番地10倉富荘２Ｆ奥、申立時の住所岡山市北区平田150番地116　祇園アパート202号室
債務者　守安　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４９号
岡山市中区原尾島２丁目13番25―１号
債務者　藤井　敏子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６９号
岡山県備前市三石2522番地６
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７２号
岡山市南区福富中１丁目15番25号　102
債務者　堀尾　　仁
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０３号
岡山県赤磐市神田1166番地３
債務者　池本　道子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８５号
横浜市青葉区大場町136番地　メゾンシライＢ202
債務者　堀　　茂勝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８６号
横浜市青葉区大場町136番地　メゾンシライＢ202
債務者　堀　真由美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３号
沖縄県宜野湾市嘉数４丁目15番１号
債務者　比嘉　好美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２１２号
沖縄県うるま市宮里882番地　ＭＳ青いアイリス307号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字高江洲152番地
債務者　長堂　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部